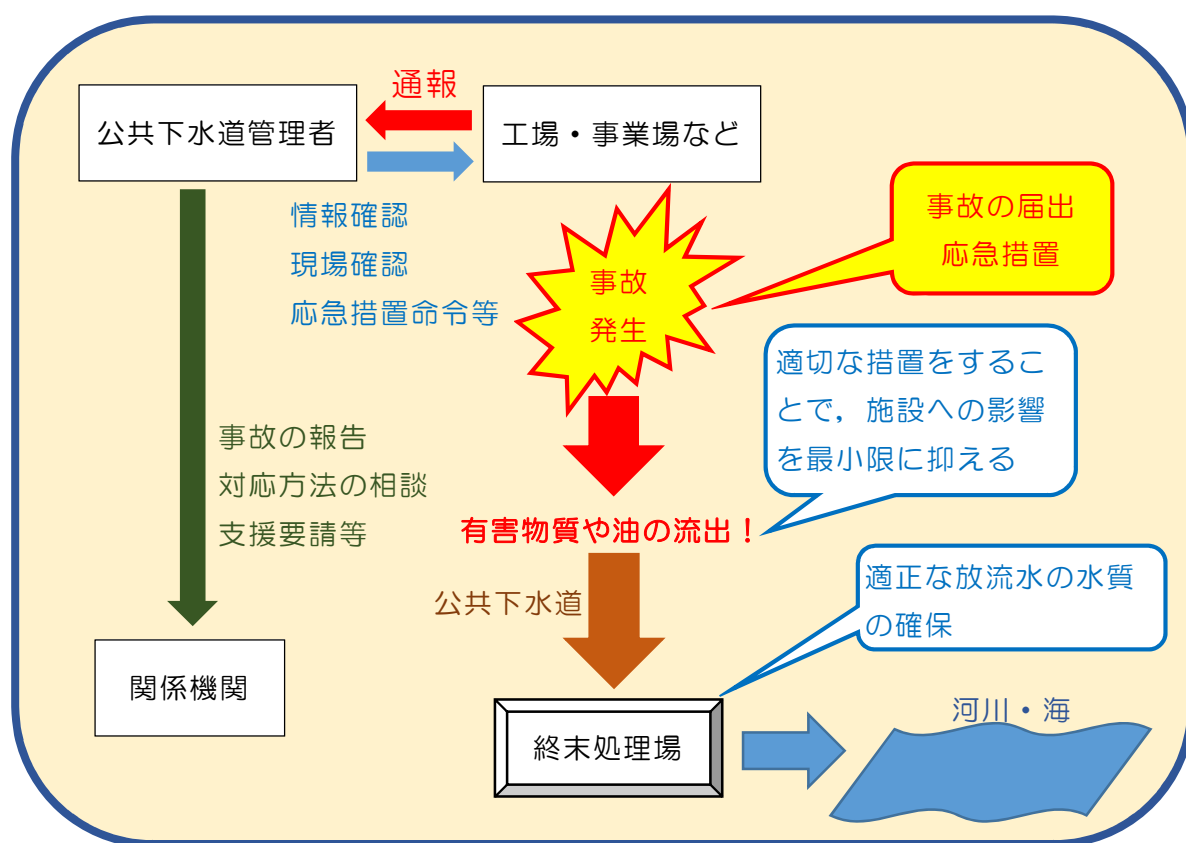


事故が発生したら

公共下水道を使用する事業場の皆さまへ

（下水道法第12条の9により、事故時の届出及び応急措置が規定されています）



1 なぜ事故報告や応急措置が必要なの

公共下水道の処理場は微生物の働きによって汚水をきれいにしていますので、あらゆる物質を処理することは非常に困難です。

特に有害物質や油などが公共下水道へ流れ込むと、下水管の閉塞、火災、有毒ガスの発生などが想定されます。また、処理場では汚水処理施設に悪影響が出ることで、河川や海が汚染される事になります。

このような事態には速やかに対応する事が大切となりますので、皆様の事業場において、もしも水質事故が発生したら速やかな事故報告と応急措置をお願いします。

2 事故とは

地震、火災及び停電等による除害施設の機能の停止、貯蔵タンクや配管の破損、操作ミス等で、有害物質又は油を含む下水が流れ出ることです。

3 事故が発生したら・・・

まずは、

- ★ 自らの身体の安全確保！
- ★ 施設及び作業の停止等による被害拡大防止！
(ただし、停止することにより被害が大きくなる場合は除きます)
- ★ 事故の影響を与えることが想定される関係者等への連絡！

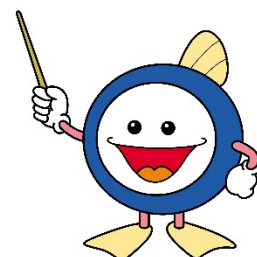
そして、

- ★ 応急措置
- ★ 市への速やかな連絡 をお願いします。

応急措置とは？

いろいろな方法がありますが、一般的には次のことです。

- ★ 有害物質や油の流出を止めるために、施設を停止する。
- ★ 流出を止めるために、土のうを積み上げる。
- ★ オイル吸着マット等を使って、油などを回収する。

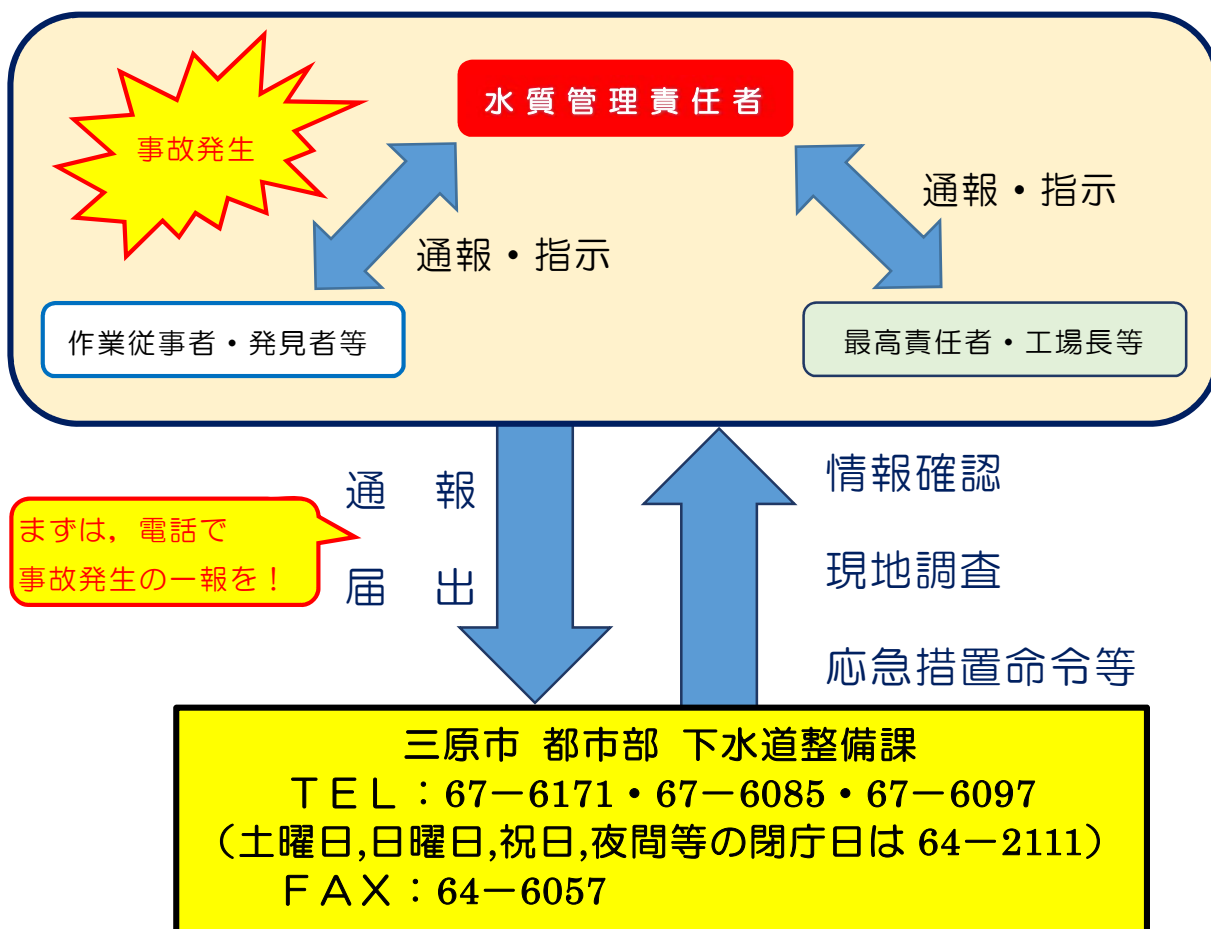


4 日頃の備え

事故は、いつ、どのような原因で発生するか予想できません。もし、水質事故が起きてあわてないように、つぎのようなことを準備しましょう。

- ★ 工場・事業場内の事故に関する情報を集めて、市と連絡を取り合う水質管理責任者を決める
- ★ 緊急連絡簿の作成
- ★ マニュアルなどの作成
(事故時の応急措置方法や役割分担を決めておく)
- ★ 取扱っている物質の性状を把握しておく
- ★ 防災訓練などの実施
- ★ 応急措置を行うのに必要な資材の確保

5 事故が発生した時の通報・指示連絡フロー



そのほか、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」等の法令で事故時の通報が必要な場合があります。

6 市への通報・届出の内容

事故が発生したら、まず、次の内容をできるだけ早く**電話で**通報してください。
詳細な内容については、FAXで別紙の「事故通信票」を送ってください。
なお、送信後に確認のための電話連絡をお願いします。

通 報 の 内 容

★ 通報する人について

- ・ 所 属
- ・ 氏 名
- ・ 連絡先（電話番号など）

★ 事故について

- ・ い つ （事故発生又は発見した日時）
- ・ どこで （事業場名と所在地、有害物質等が流出した施設）
- ・ なにが （流れ出た物質の種類）
- ・ どの程度（流れ出た物質のおよその量）

★ 通報先について

- ・ 警察署
- ・ 消防署
- ・ 保健所 など に通報しているか

★ 応急措置について

- ・ どのような事を行っているか
- ・ 流れ出ることが止まったか

※全てを把握していなくても、通報して下さい。

特定事業場は、事故の応急措置を行った後、次の内容を届出なければなりません。

届 出 の 内 容

- ★ 上記の通報内容を整理したもの
- ★ 事故再発防止のための措置

7 事故に係る法令の抜粋（下水道法関係）

下水道法

（事故時の措置）

第十二条の九 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十二条の九第二項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 （略）

下水道法施行令（政令）

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、**水質汚濁防止法施行令第二条 各号に掲げる物質及びダイオキシン類**並びに**同令第三条の四 各号に掲げる油**とする。

赤字の物質一覧

カドミウム及びその化合物	シスー1, 2-ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1-トリクロロエタン
有機りん化合物	1, 1, 2-トリクロロエタン
鉛及びその化合物	1, 3-ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チウラム
ひ素及びその化合物	シマジン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
トリクロロエチレン	セレン及びその化合物
テトラクロロエチレン	ほう素及びその化合物
ジクロロメタン	ふっ素及びその化合物
四塩化炭素	アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
1, 2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー
1, 1-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン

青字の物質一覧

原油
重油
潤滑油
軽油
灯油
揮発油
動植物油

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項 に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号 から第二十五号 まで若しくは第二十八号 に掲げる物質（同条第十五号 に掲げる物質にあつては、シス—・二—ジクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項 に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号 に掲げる物質又は同令第三条の四 各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項 の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号 から第二十五号 まで若しくは第二十八号 に掲げる物質（同条第十五号 に掲げる物質にあつては、シス—・二—ジクロロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。



事故が発生したら

初版：平成28年1月

発行：三原市都市部下水道整備課

事故通信票

あて先：三原市都市部下水道整備課（FAX 64-6057）

日 時	年 月 日 時 分		第 報
発 信 者	所 属		電 話 番 号
	氏 名		携帯電話番号
			F A X 番 号
事 故 に つ い て	い つ	発生（発見）日時 年 月 日 時 分	
	どこで	事 業 場 名	
		事業場所在地	
	なにが	有害物質等が流出した施設	
		流出した物質の名称	
	どの程度	公共下水道に流出した物質のおよその量	
	事故発生箇所の図を付けて下さい（書き方は自由です）		
	人的被害は？（ケガをした人など） あり（ 人）・ なし		
	通報した相手先	警察署 ・ 消防署 ・ 保健所 ・ その他（ ）	
応 急 措 置 に つ い て	応急措置した内容		
	応急措置の効果は？		
	応急措置した後の現場の様子（公共下水道への流出状況など）		
そ の 他 連絡事項			